栃木地方最低賃金審議会の意見に関する公示

栃木労働局一般公示第 10 号

令和7年10月22日栃木地方最低賃金審議会から栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、栃木県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び最低賃金法施行規則(昭和34年労働省令第16号)第8条の規定に基づき令和7年11月6日までに栃木労働局長あて(宇都宮市明保野町1番4号宇都宮第2地方合同庁舎)異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出してください(メール・FAXは不可)。

令和7年10月22日

栃木労働局長 川口 秀人

記

栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金の改正決定に係る栃木地方最低賃金審議会の意見の要旨

栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低 賃金を次のように定めること。

- 適用する地域 栃木県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18 歳未満又は65 歳以上の者

- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として 従事する者
  - イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務
  - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない 簡易な組立て、穴あけ、かしめ、曲げ、バリ取り又は電線の切り・被覆のはく離・ 組線・巻線・結束の業務
  - ハ 目視による部品の選別又は検査の業務
  - ニ 手作業による小物部品の包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
  - 1時間 1,105円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日令和7年12月31日